

第48回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月17日（火曜日）

午前10時（受付開始午前9時30分）

場 所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号

ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード

（末尾の「会場のご案内」をご参照ください）

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 会計監査人選任の件

ご 挨 拶

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を2025年6月17日（火）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2024年度は、リバイバルを掲げ、信用回復を第一として、創業時からの強みである現場対応力を強化したことで、ステークホルダーの皆様からの期待に応えることができ、業績を確保することができました。

2027年度には創業50周年の節目を迎えます。セレスポを100年企業とするという強い覚悟のもと、強固で強靱なセレスポにすべく、2027年度までを見据えた中期経営計画Ⅵを策定いたしました。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

2025年5月

代表取締役社長

田代 剛



目次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 会計監査人選任の件	7

事業報告

1. 会社の現況に関する事項	8
2. 会社の株式に関する事項	14
3. 会社の新株予約権等に関する事項	14
4. 会社役員に関する事項	15
5. 会計監査人に関する事項	22
6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	22
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況	24
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	25

計算書類

貸借対照表	26
損益計算書	27

監査報告書

会計監査人の監査報告	28
監査役会の監査報告	30

証券コード 9625

2025年5月30日

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚一丁目21番5号

株 式 会 社 セ レ ス ポ

代表取締役社長 田 代 剛

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9625/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セレスポ」または「コード」に当社証券コード「9625」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月16日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月17日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所	東京都豊島区南大塚三丁目33番6号 ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード （末尾の「会場のご案内」をご参照ください）
3. 株主総会の 目的事項	報告事項 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項について1ページの各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を1ページの各ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月17日(火曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月16日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月16日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

①取巻

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

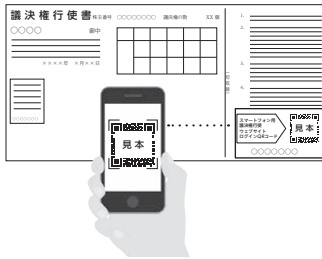
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

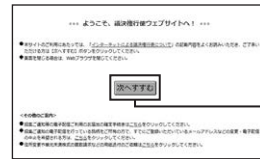
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開に役立てるための内部留保の充実を図るとともに、配当につきましては、業績及び財務状況等を勘案し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の配当金は、業績及び財務状況等を総合的に勘案した結果、下記のとおり1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円 総額 164,036,520円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月18日

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年4月1日現在)

名	称	監査法人アヴァンティア	
事	務	所	主たる事務所
			東京都千代田区三番町3番地8
			大阪事務所
			大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13
			福岡事務所
			福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25
			札幌事務所
			北海道札幌市中央区北4条西4丁目1-7
沿	革	2008年5月 設立	
概	要	資本金	63百万円
		構成人員（非常勤含む）	
		社員（公認会計士）	21名
		専門職員（公認会計士）	96名
		（公認会計士試験合格者）	61名
		（その他の職員）	53名
		合 計	231名
		被監査会社数	42社

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社を取り巻く環境は、各種物価の上昇が継続しているものの、リアルな人流及びインバウンド需要の回復により、景気は一部で足踏みしていますが緩やかな回復基調が継続しております。

このような環境により、当社においても、資材価格及び人件費等の上昇によるコスト増加リスクを注視していく必要があるものの、主要領域におけるイベントの開催も回復基調にあります。

当社は、事業基盤再建のため各拠点のマネジメントを徹底するよう行動し、また、若手社員を中心に人材育成の取り組みを強化しております。さらに、コンプライアンスの徹底を図ることにより信頼回復へ繋げ、これらによってリバイバル（復活）を果たすべく活動してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は下記のとおりとなりました。

売上高	13,667百万円	(前期同期の売上高は8,959百万円)
営業利益	799百万円	(前期同期の営業損失は383百万円)
経常利益	810百万円	(前期同期の経常損失は378百万円)
当期純損失	764百万円	(前期同期の当期純損失は269百万円)

(単位：百万円)

区分	第47期 (2023年度)	第48期 (2024年度)	増減額	増減率
売上高	8,959	13,667	4,708	52.6%
営業利益	△383	799	1,182	—
経常利益	△378	810	1,188	—
当期純利益	△269	△764	△495	—

各部門別の状況は次のとおりであります。

〔基本事業部門〕

官公庁からの指名停止措置の影響が減少したことで各領域の案件数と案件単価が増加し、売上高は9,371百万円と前年同期比42.1%の増収となりました

〔スポーツ事業部門〕

前年の実績と比較して請負範囲の拡大による案件単価の増加により、売上高は1,007百万円と前年同期比30.1%の増収となりました。

〔競争事業部門〕

前年の実績と比較して大型案件数が大きく増加したことにより、売上高は3,287百万円と前年同期比107.1%の増収となりました。

部門別の売上高の明細は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

部門	売上高	構成比	前期比増減	主 要 領 域
基本事業	9,371	68.6%	2,775 (42.1%)	営業拠点が担当する、様々なイベント領域
スポーツ事業	1,007	7.4%	233 (30.1%)	中央競技団体等が開催するスポーツ・競技に関するイベント領域
競争事業	3,287	24.0%	1,700 (107.1%)	皇室ご臨席行事を中心とした全国持ち回りで開催されるイベント領域
合計	13,667	100.0%	4,708 (52.6%)	

2. 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は13百万円で、その主なものは、資材の取得12百万円であります。

3. 資金調達の状況

当事業年度においては、特筆すべき資金調達はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第45期	第46期	第47期	第48期(当事業年度)
		(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	(千円)	27,012,127	19,925,934	8,959,015	13,667,390
経常利益	(千円)	6,686,346	3,081,855	△378,232	810,259
当期純利益	(千円)	4,636,569	2,073,079	△269,442	△764,989
1株当たり当期純利益		834円06銭	371円51銭	△48円27銭	△140円02銭
総資産	(千円)	15,718,507	14,647,740	12,152,415	13,038,782
純資産	(千円)	9,264,996	10,801,208	10,025,580	9,154,647

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第45期の期首から適用しており、第45期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

5. 対処すべき課題

当社の事業活動の目的は、直接体験の場であるイベントを通じて、世の中に当社がなければあり得なかった、楽しいこと、新しいことを人々にたくさん提供することで、笑顔や感動を創出し、顧客の目的実現に向けたソリューションを実現していくことにあります。

当社を取り巻く環境として、景気は一部で足踏みしていますが緩やかな回復基調が継続しております。

このような環境により、当社においても、資材価格及び人件費等の上昇によるコスト増加リスクを注視していく必要があります。

上記リスクに対応し、強固で強靱なセレスポを目指すために、下記の方法で「基盤強化」「信頼関係の構築」「現場対応力の発揮」に努めてまいります。

- ①社員一人ひとりの自走により業績が向上していく基盤を創る
- ②顧客から最初の相談相手として信頼される関係を構築する
- ③現場対応力を発揮することで、社会を元気にする存在となり事業を成長させる

6. 重要な親会社及び子会社の状況

親会社及び子会社はありません。

7. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、イベント制作を主な事業とし、基本事業、スポーツ事業、競争事業の各分野において企画、会場設営、演出・進行、運営等の事業活動を展開しております。

全国に展開する支店網とお客さまの想いを形にする「顧客起点」、様々なイベントに対応できる「現場力」を最大限に生かし、お客さまの期待や課題に応え、イベントに関わる人々の感動と笑顔を創り続けてまいります。

8. 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都豊島区	横浜支店	神奈川県横浜市
群馬物流センター	群馬県前橋市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
埼玉物流センター	埼玉県三芳町	名古屋支店	愛知県名古屋市
札幌支店	北海道札幌市	大阪支店	大阪府大阪市
仙台支店	宮城県仙台市	高松支店	香川県高松市
福島支店	福島県郡山市	福岡支店	福岡県福岡市
群馬支店	群馬県前橋市	大宮ソニックオフィス	埼玉県さいたま市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	ゴルフトーナメントオフィス	埼玉県三芳町
千葉支店	千葉県千葉市	S P ・ P R イベントオフィス	東京都豊島区
東京支店	東京都豊島区	建設式典オフィス	東京都豊島区
西東京支店	東京都国立市		

9. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2 7 4 名	6 名減	4 6 歳 1 ヶ月	1 9 年 9 ヶ月
女性	1 2 2 名	1 4 名増	3 9 歳 7 ヶ月	1 3 年 0 ヶ月
合計または平均	3 9 6 名	8 名増	4 4 歳 1 ヶ月	1 7 年 8 ヶ月

(注) 上記従業員数は、正社員、嘱託、契約社員を合計した記載となっております。

10. 主な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	150,000
株式会社三井住友銀行	150,000
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社みずほ銀行	50,000
株式会社東和銀行	50,000
三井住友信託銀行株式会社	50,000

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 22,000,000株
2. 発行済株式の総数 5,703,500株
3. 株主数 2,765名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社スマイル	1,100,000	20.12％
セレスポ従業員持株会	260,142	4.76％
關 俊太	150,000	2.74％
稲葉 利彦	146,202	2.67％
上田八木短資株式会社	145,200	2.66％
野村證券株式会社	127,500	2.33％
光通信株式会社	119,500	2.19％
磯野 正美	90,000	1.65％
北原 美子	80,000	1.46％
田代 剛	72,622	1.33％

(注) 1. 当社は、自己株式を235,616株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	14,750	6

(注) 当社の株式報酬の内容については、事業報告16ページ「4.取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	たしろ つよし 田代 剛	統括本部長
常務取締役	いくた しげる 生田 茂	統括本部副本部長 兼 事業本部長
常務取締役	ほりぬき たかし 堀 貫 貴司	統括本部副本部長 兼 コーポレート本部長 JRAファシリティーズ株式会社 社外取締役
取 締 役	まつだ ひでひこ 松田 英彦	事業本部副本部長
取 締 役	はやし ひでき 林 秀紀	事業本部副本部長 兼 事業支援部長 EXPO推進担当
取 締 役	こばやし てつや 小林 哲也	コーポレート本部副本部長 人事総務部管掌
社 外 取 締 役	おくだ か つ え 奥田 かつ枝	株式会社九段緒方総合鑑定 代表取締役 マルハニチロ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	なかざわ たつお 中澤 龍男	
社 外 監 査 役	いしかわ こうへい 石川 浩平	監査法人FRIQ パートナー
社 外 監 査 役	えんどう なおこ 遠藤 直子	弁護士法人小野総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 小林哲也氏は、2024年6月18日開催の第47回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 社外監査役 石川浩平氏は、現在監査法人FRIQのパートナーを務め、公認会計士として、長年にわたり会計及び監査の分野において幅広く活動した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としてコーポレート・ガバナンス向上のため、適法性と妥当性の観点から監査を行う知見を有しております。
3. 社外監査役 遠藤直子氏は、現在弁護士法人小野総合法律事務所に所属し、弁護士として企業法務の分野において幅広い経験を有しており、社外監査役としてコーポレート・ガバナンス向上のため、適法性と妥当性の観点から監査を行う知見を有しております。
4. 社外取締役 奥田かつ枝氏、社外監査役 石川浩平氏、社外監査役 遠藤直子氏は、独立役員であります。
5. 2024年6月18日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長 稲葉利彦、専務取締役 鎌田義次は任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

4. 取締役及び監査役の報酬等

（1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、役員賞与として支給する。これは、期末決算時に事業年度の売上・利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出される。ただし、役員賞与は毎年、一定の時期に支給されるものではなく、達成度合いが非常に高いと判断された場合であり、かつ、従業員に対する賞与月数を超えることはないものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会終了後に付与する。業務執行取締役の1ヶ月分の月額報酬を基礎として、職位に応じた計数等を用いて計算された金額を、募集事項を決定する取締役会の前日の自社株式の終値で割った株数を付与する。

④基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行う。後述⑤の委任を受けた代表取締役社長は取締役会の検討内容を尊重し、示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ただし、業績連動報酬は毎年支給されるものではなく割合の目安に含めないものとする。

以上より、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬90%とする。

（参考：2025年3月期の業務執行取締役の報酬の内訳）

役位	基本報酬 (月額金銭報酬)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式)	業績連動報酬等 (役員賞与)
業務執行取締役	113,960千円	15,874千円	—
比率（全て）	87.8%	12.2%	—
比率（賞与除く）	87.8%	12.2%	—

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

代表取締役社長は、株主総会で定めた上限の範囲内及び社内で定めた方法に基づいて取締役の報酬を決定する権限を有する。

また、業務執行取締役の報酬については、社外取締役の意見を確認して決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額（千円）			報酬等の 総額 (千円)
		基本報酬	非金銭 報酬等	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	119,960 (6,000)	15,874 (一)	— (一)	135,834 (6,000)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,400 (7,200)	— (一)	— (一)	14,400 (7,200)
計 (うち社外役員)	12名 (3名)	134,360 (13,200)	15,874 (一)	— (一)	150,234 (13,200)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、1992年10月28日開催の第15回定時株主総会において月額25,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月21日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額20,000千円かつ20,000株以内とし、譲渡制限期間を3年間から5年間の間で取締役会が定めることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、7名です。

2. 監査役の金銭報酬の額は、1992年10月28日開催の第15回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告14ページ「5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役会は、代表取締役社長統括本部長田代剛に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、業務執行取締役の報酬については、社外取締役の意見を確認して決定しております。

5. 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 奥田かつ枝氏の兼職先である株式会社九段緒方総合鑑定、マルハニチロ株式会社との間に特別な関係はありません。

社外監査役 石川浩平氏の兼職先である監査法人FRIQとの間に特別な関係はありません。

社外監査役 遠藤直子氏の兼職先である弁護士法人小野総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外役員に 期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役	おくだ かつ え 奥田 かつ 枝	16／16回 (100%)	—	社内での重要な会議にも出席し、独立して客観的な観点から、当社の経営に対して助言と提言を適宜行っております。 特に、企業経営全般、コーポレート・ガバナンス、内部統制に関わる見識を活かし、本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督を促す発言を行っております。
監 査 役	いしかわ こうへい 石川 浩平	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)	その豊富な経験と経営に関する幅広い見識に基づき、当社の経営に対して客観的・専門的見地からの発言を行っております。
	えんどう なお こ 遠藤 直子	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)	その豊富な経験と経営に関する幅広い見識に基づき、当社の経営に対して客観的・専門的見地からの発言を行っております。

6. その他会社役員に関する重要な事項

当社と常務取締役 堀貫貴司氏の兼職先であるJRAファシリティーズ株式会社との間には特別な関係はありません。

7. 取締役の専門性

氏名	当社における 地位	特に期待するスキル・専門分野								
		企業 経営	事業 戦略	営業 マーケ ーテ ィング	財務・ 会計	法務 リスク マネジ メント	人事 労務	情報 システム	サステナ ビリティ	イベント 制作
田代 剛	代表取締役社長	●	●	●		●			●	●
生田 茂	常務取締役	●	●	●			●		●	●
堀貫 貴司	常務取締役	●			●	●	●	●		
松田 英彦	取締役	●	●	●				●	●	●
林 秀紀	取締役	●	●	●				●		●
小林 哲也	取締役	●	●	●						●
奥田 かつ枝	社外取締役	●			●	●	●			
中澤 龍男	常勤監査役				●	●	●			
石川 浩平	社外監査役	●			●	●				
遠藤 直子	社外監査役	●				●	●			

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
3. 非監査業務の内容
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

上記1から4は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
6. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制
9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
12. 財務報告 of 信頼性を確保するための体制

上記1から12は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
6. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制
9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

上記1から12は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開に役立てるための内部留保の充実を図るとともに、配当につきましては、業績、財務状況等を勘案し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の配当金は、業績及び財務状況等を総合的に勘案した結果、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

第48期（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,907,328
現金及び預金	6,794,358
受取手形	86,313
売掛金	1,827,053
契約資産	11,424
未成請負契約支出金	92,996
原材料及び貯蔵品	38,042
前払費用	53,808
その他	13,757
貸倒引当金	△10,425
固定資産	4,131,454
有形固定資産	3,564,904
建物	221,877
構築物	4,000
機械及び装置	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	16,875
土地	3,310,250
リース資産	11,900
無形固定資産	62,863
電話加入権	15,673
ソフトウェア	47,189
投資その他の資産	503,686
投資有価証券	23,842
出資金	200
長期貸付金	2,271
破産更生債権等	2,198
長期前払費用	56
敷金及び保証金	127,031
保険積立金	80,491
会員権	77,500
繰延税金資産	238,242
その他	119
貸倒引当金	△48,267
資産合計	13,038,782

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,433,326
買掛金	747,294
短期借入金	550,000
リース債務	10,165
未払金	508,977
未払法人税等	195,231
未払費用	39,364
前受金	5,120
預り金	7,910
賞与引当金	170,494
その他	198,767
固定負債	1,450,808
退職給付引当金	88,889
長期未払金	20,900
リース債務	4,457
資産除去債務	33,372
独占禁止法関連損失引当金	1,303,190
負債合計	3,884,135
純資産の部	
株主資本	9,140,775
資本金	1,370,675
資本剰余金	2,225,972
資本準備金	1,155,397
その他資本剰余金	1,070,574
利益剰余金	5,701,243
利益準備金	49,000
その他利益剰余金	5,652,243
繰越利益剰余金	5,652,243
自己株式	△157,115
評価・換算差額等	13,872
その他有価証券評価差額金	13,872
純資産合計	9,154,647
負債・純資産合計	13,038,782

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

第48期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,667,390
売上原価		9,131,837
売上総利益		4,535,552
販売費及び一般管理費		3,735,999
営業利益		799,553
営業外収益		
受取利息	52	
受取配当金	520	
保険事務手数料	740	
保険解約返戻金	7,746	
貸倒引当金戻入額	1,800	
その他	4,685	15,545
営業外費用		
支払利息	4,839	4,839
経常利益		810,259
特別損失		
減損損失	150	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,303,190	1,303,340
税引前当期純損失		493,080
法人税、住民税及び事業税		157,397
法人税等調整額		114,511
当期純損失		764,989

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社セレスポ

取締役会 御中

アスカ監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 石渡 裕一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾 典邦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスポの2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社セレスポ 監査役会

常 勤 監 査 役	中 澤 龍 男
社 外 監 査 役	石 川 浩 平
社 外 監 査 役	遠 藤 直 子

以 上

会場のご案内

ホテルベルクラシック東京

6階 コンコード

〒170-0005

東京都豊島区南大塚三丁目 33 番 6 号

TEL : 03-5950-1200 (代表)

